

これまでに頂いた町長直通便について（令和3年10月～12月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回 答 内 容	担当部署
380	町立スポーツ公園総合グラウンドの入口にある石碑が植木や草で隠れている状態で、体育館の窓口に直接要望頂したが改善されないなので、対応してほしい。	現場確認を行い、草刈りを行い早急に対応しました。	生涯学習課
381	各町会にある消火器具（消火ホースや筒先など）について、町会の加入世帯数が多かったときは、町会で消火用ホースなどの維持管理は行ってきたが、加入世帯数が半分以下となったので、町で維持管理をしてほしい。	消火用格納箱内の消火用ホースなどの防災資機材は、災害発生時に自主防災組織が地域と協力し自発的に行動できるよう整備頂く資機材ですので、町会の加入軒数の減少などの地域のご事情はお察ししますが、自主防災組織の育成と防災体制の充実という趣旨をご理解頂き、今後も引き続き維持管理をよろしくお願いします。	自治防災課
382	町立スポーツ公園総合体育館トレーニング室に新しい血圧計を導入してほしい。	総合体育館のトレーニング室に設置していた血圧計が9月中旬に故障の為使えなくなりましたが、血圧計は、現在発注をしております。ご迷惑をお掛けし申し訳ございません。	生涯学習課
383	期日前投票へ行かれる人が増えている中で、選挙公報が投票日の直前に届くのはおかしい。有権者の選択権を保障するのは町の選管の大切な役割でもあるので、1日も早く有権者に届くように、今回の衆議院議員選挙から改善してほしい。	選挙公報については、公示日に行われる立候補届出受付で、候補者から提出された原稿を原文のまま掲載することとなり、立候補受付の締め切り時間の午後五時以降に、掲載順序をくじで決め、印刷及び配送、各世帯に配布という手順となる関係上、手元に届くには相応の時間が必要となります。 また、衆議院議員総選挙では、上記の手順は大阪府選挙管理委員会により行われるため、町が配布時期をコントロールすることは難しい状況にあります。 公職選挙法の規定では、投票日の2日前までに配布するものとされているところですが、選挙公報は有権者のみなさまが候補者を知るための貴重な手段であることから、大阪府選挙管理委員会及び配送事業者には1日でも早く届けることができるよう要請しています。 町のホームページ内の衆議院議員選挙のページに大阪府の選挙管理委員会へのリンクを掲載し、大阪府のホームページに掲載される選挙公報のデータを閲覧できるようにし、速やかに候補者の情報が伝わるようにします。	住民人権課
384	喜志駅発上ノ太子駅着の金剛バスに双子ベビーカーで乗車しようとしたところ、金剛バスの運転手に電車を利用するよう勧められた。太子町内を走る金剛バスや、コミュニティバスも双子ベビーカーは乗車できないのか。	金剛バスの運転手は双子ベビーカーの乗車を、直接拒否したのではなく、安全性のため（曲り角などで危険があるため）金剛バスよりも電車で行くことを勧められたとのこと。今後は、双子ベビーカーの寸法確認をした後、コミュニティバスに双子ベビーカーを乗せられるかどうかを検討していきます。	秘書政策課

これまでに頂いた町長直通便について（令和3年10月～12月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回 答 内 容	担当部署
385	期日前投票に来たが、駐車場の案内がわからなかった。警備員を配置して、説明してほしい。	現在、（仮称）生涯学習センターの建設工事にともない、配備している警備員には、駐車場までの経路の説明を徹底するように指導しました。 また、工事作業時間外は見やすい大きな看板を設置し、できる限り利用者にご不便がないように改善しています。	生涯学習課
386	選挙に来た際、公報を求めたが、届いていないと言われた。慣例と聞いたが、そうであれば期日前投票は、住民に選挙公報が渡ってからにすべきではないか。改善を求める。	選挙公報については、公示日に行われる立候補届出受付で、候補者から提出された原稿を原文のまま掲載することとなっており、立候補受付の締め切り時間の午後五時以降に、掲載順序をくじで決め、印刷及び配送、各世帯に配布という手順となる関係上、お手元に届くには相応の時間が必要となります。 また、衆議院議員総選挙では、上記の手順は大阪府選挙管理委員会により行われるため、町が配布時期をコントロールすることは難しい状況にあります。 期日前投票は公示日の翌日から行われることとなっておりますので、選挙公報が届く前に期日前投票が始まることは、現在の法制度上ではやむを得ないこととなっていることをご理解ください。制度の見直しについては、国及び大阪府選挙管理委員会に要望をしています。	住民人権課
387	泥掛け地蔵の交差点のミラーが冬は曇り、朝日夕日が眩しくとても見えづらい、少し前に出て直視するしかないのではとても危ないので改善してほしい。	現地の確認をし、見えにくい件に関しては、カーブミラーの角度を調整します。 また、冬に曇る件については、曇り止めスプレーなどの対応を行いたいと考えています。 運転されるみなさまにとって便利なカーブミラーですが、あくまで安全確認の補助施設であり、原則は目視による安全確認を行って頂く必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。	地域整備課
388	太子中央線沿いを朝5時から夜11時まで10トンの大型トラックや、コンテナを積んだ大型トラックが家の前を通りとてもうるさい。道も悪く、マンホールもあり通る度に家が揺れるので、どうかしてほしい。 また、道路もガタガタで、マンホール周りもへこんでいるので直してほしい。	太子中央線は、町域を南北につなぐ重要な都市計画道路であることから、大型トラックを含め通過車両が流入しているものと思われます。また、道路補修については、舗装長寿命化修繕計画に基づき舗装の補修工事の順位を決定し、毎年予算の範囲内で路線を決定し、順次施工しているところです。 町としては、騒音の低減に向けて道路の補修工事などを着実に進めるとともに、富田林警察署へ制限速度の取締りについて要望してまいります。	地域整備課 自治防災課

これまでに頂いた町長直通便について（令和3年10月～12月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回 答 内 容	担当部署
389	太井川の桜を毎年楽しみにしているのに、年々嘆かわしいことになっている。一部で世話をしている人もおられるが、追い付かないのでどうにかしてほしい。	太井川の桜については、近年クビアカツヤカミキリなどの害虫が発生し、ここ数年で枯れてきています。対策としては、ネットを被覆し、農薬を注入し、害虫の繁殖を抑えるなど維持管理に努めているところです。 今後、桜の植樹は考えておりませんが、防除などの維持管理を適切に行ってまいります。	地域整備課
390	選挙公報を1日も早く有権者に届けてほしいという直通便を提出し、大阪府選挙管理委員会や配送業者へも1日も早く届けられるよう働きかけを行って頂いた結果、投票日の3日前には届いていた。（前回より1日早く）しかし、まだ、一部の地域では、2日前にしか届いていないところも多く残っているので、引き続き、1日も早く有権者に広報が届くよう大阪府選挙管理委員会への要望などの努力をしてほしい。	選挙公報につきましては、10月17日付の直通便に回答させて頂いたとおり、本町が配布時期をコントロールすることが難しいなかで、1日配布時期が早まった地域があったことは朗報ではございますが、ご指摘のとおり、期限満了日の配布となった地域が残っていることも事実です。 選挙公報は有権者のみなさまが候補者を知るための貴重な手段であるとの認識のもと、引き続き大阪府選挙管理委員会及び配送事業者には1日でも早く届けることができるよう働きかけてまいります。	住民人権課
391	国民健康保険料減免申請を大阪府下の条例基準にしてほしい。	大阪府と府内市町村では、国民健康保険の事業運営に係る府内統一基準を作成し、保険料率や減免基準など、被保険者に大きな影響を与える事項については、統一基準の採用まで激変緩和措置期間が設けたうえで、遅くとも令和6年度には、府内全市町村がこの基準を採用することとしています。 保険料の減免を直ちに府内統一基準に合わせると、府内統一基準により減免の対象となる方がいる一方で、既に実施している低所得者対策の町独自減免を受けておられる方が対象から外れるなど、被保険者への影響が大きいことから、統一時期を慎重に検討しているところです。 なお、被保険者それぞれにご事情がある場合もありますので、府内統一基準のほか独自基準の見直しを含め検討することに加え、窓口での相談においても、丁寧な対応に心掛け、ご理解の頂ける説明に努めてまいりたいと考えております。	保険医療課

これまでに頂いた町長直通便について（令和3年10月～12月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回 答 内 容	担当部署
392	11月4日の夕刻に、サル出没の防災無線放送、があったが、その内容を確認しようと町ホームページを見たが、どこにも記載がなされていなかった。町民が不安にかられる事柄、重要なことは、トップページの「お知らせ」に記載してほしい。 また、直通便のページも見つかりにくかったので、もう少し掲載の階層を上げて設定するなど工夫してほしい。	11月4日（木）の本町防災行政無線による臨時放送（マイク放送）では、町内においてサルの目撃情報が複数寄せられたことを受け、みなさまに注意を呼び掛ける放送を行いました。ご指摘の通り臨時放送の内容については、町ホームページに記載をしていませんでしたので、今後は住民のみなさまが多様な方法で情報を確認できるようにするため、重要なお知らせはホームページに迅速に掲載します。 また、直通便の掲載場所を含めて、検索しやすいホームページとなるよう努めてまいります。	秘書政策課 自治防災課
393	（仮称）生涯学習施設に、姿見の鏡を設置してほしい。	現在、建設中の（仮称）生涯学習施設には、4階に音楽室及び創作室があり、その2部屋に全身が映る鏡を設置する予定です。	生涯学習課
394	向少路町内の草刈や道路修復などの補償工事はスムーズに進んでおらず、不十分と感ずるので、町会住民が有償で施工できるようにしてほしい。 また、その収益の一部を町会に寄付し、集会所の補修などを行えるようにしてほしい。	補修工事を町会へ有償ボランティアにてお願いすることは、品質管理や安全管理といった適正な施工、また、工事の際起こった問題に対する責任の所在などを勘案すると、難しいと考えます。 また、集会所における空気清浄器の設置につきましては、自治振興補助金を活用できますのでご検討願います。	地域整備課 自治防災課
395	春日1198-16付近の十字路の見通しが悪く、また、奈良から来られる人の回り道として利用され、かなりのスピードで通るので、停止線の塗り直しや看板、信号の設置など対策をしてほしい。	国道166号や府道香芝太子線から太子ヶ丘を通り抜ける車両の通行規制については、以前から太子ヶ丘住民様からもご要望を頂いており、富田林警察署に相談した結果、通行規制（例：進入禁止など）を法的に行う場合は、道路を利用される地元自治会・町会をはじめ、周辺住民の同意があれば規制することは可能であるとの見解でした。ただし、その規制は周辺にお住まいの方も守らなければならないため、ご不便をおかけすることにもなります。 現在、太子ヶ丘住宅内と国道166号の栄町側からの進入路には、「速度落とせ」の路面標示とカーブミラーを設置しております。 消えかけている停止線につきましては、管轄が富田林警察署となっており、町で施工することができないため、富田林警察署へ要望してまいります。 また先日、富田林警察署へ通り抜け車両の一旦停止の交通取締りについても改めて要望を行いました。 町として、今後も継続して富田林警察署へ効果的な対策について相談し、地域の交通安全確保のため取り組んでまいります。	自治防災課

これまでに頂いた町長直通便について（令和3年10月～12月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回 答 内 容	担当部署
396	道路の視界が悪く、事故がいつ起きてもおかしくない交差点があるので、事故防止の対策をしてほしい。 ・松井ニューハイツ前交差点 止まれの文字が消えているところが多く、視界も悪い。また、奈良へ抜ける人が多いのか、スピードを出して通り抜けている。 ・国道166号線沿いのやつなみモーターの看板やのぼりの旗で視界が悪く危険。	国道166号や府道香芝太子線から太子ヶ丘を通り抜ける車両の通行規制については、以前から太子ヶ丘住民様からもご要望があり、富田林警察署に相談した結果、通行規制（例：進入禁止等）を法的に行う場合は、道路を利用される地元自治会・町会をはじめ、周辺住民の同意があれば規制することは可能であるとの見解でした。ただし、その規制は周辺にお住まいの方も守らなければならないため、ご不便をおかけすることにもなります。 現在、太子ヶ丘住宅内と国道166号の栄町側からの進入路には、「速度落とせ」の路面標示とカーブミラーを設置しております。 ①消えかけている停止線につきましては、所管が富田林警察署になっており、町で施工することができないため、富田林警察署へ要望してまいります。 ②通り抜け車両の一旦停止の交通取締りについても改めて要望を行ったところです。 ③「やつなみオート」を訪問し、交通安全のため敷地の外にのぼり旗が出ないように協力をお願いをしてまいりました。 町として、今後も継続して富田林警察署と効果的な対策について相談し、地域の交通安全確保のため取り組んでまいります。	自治防災課
397	太子第一公園のグラウンドに、車が入っているのか、タイヤ跡のある所に穴が開いていて危ない。また、常に穴に水が溜まっていて子どもが遊べない。 車の進入を禁止するなど対策を取り、ゴミ収集車のUターン場所として使用しているのであれば、収集場所を変えるか、公園を使用しないよう対策をしてほしい。	入口付近は傾斜によって、水がたまりやすくなっており、早急に土を投入し、整地を行います。また、ゴミ収集車には転回場所として公園を使用しないように指導しました。子どもたちが安全に楽しく遊べるよう努めてまいります。	地域整備課
398	向少路は道が狭く一定の場所しか救急車や消防車が入れないため、隣接する空き地に道路を作るか、一部池を埋めてでも道を拡張し消防車によるスムーズな消防活動ができるようにしてほしい。	町内において、幅員が狭い道路が多数存在していることは承知しておりますが、道路整備は太子町全域で、その道路の整備効果や必要性を十分に検討する必要があります。 道路整備については、用地の確保や多大な費用が必要となり、現状では困難であると考えています。 また、消防では、現状の幅員の狭い道路に対応できるよう、消防車両を小型化し、日々いかなる災害にも対応できるよう訓練を重ねています。向少路地区では、消火栓から対象物までの距離が比較的近く、車両から人の手によるホース延長で対応可能な地域として活動しています。また、救急活動についても、車両が進入できない場所では、ストレッチャー（移動用車輪付き簡易ベッド・担架）を使用して搬送するなどの方法により、救急活動に支障のないよう対応しています。	自治防災課 地域整備課

これまでに頂いた町長直通便について（令和3年10月～12月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回 答 内 容	担当部署
399	コロナ対策の給付金について、府内の岬町は世帯の所得制限を撤廃したように、太子町も所得制限を撤廃し、18歳以下の子どもを持つすべての世帯に給付金を支給してほしい。	本給付金については、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯を支援する国の取組の一つとして臨時・特別の一時金を支給するものです。 町としては、今回の給付金も含めて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご家庭への支援策は、すべての方に一律に行うのではなく、支援の必要な方に必要な支援を行うことが本来の姿であると考え、国において、今回の給付金についても支給要件に児童手当の制度を準用した所得制限を設けたことは適当であると考え、国の基準による所得制限を設けて給付金を支給することと決めたものです。 町では今後も子育て世代を支援するため、経済的支援に限らずコロナ禍における町にあった子育て支援策について、幅広く検討してまいります。	子育て支援課
400	ふるさと納税を活性化させて、税収をあげてほしい。 太子町の特産物を売り出したり、史跡をめぐる体験型の返礼品を用意するなどして、町を盛り上げてほしい。	町のふるさと納税を活性化するため、従前から実施している事業者向け説明会や、各種イベントなどでのパンフレットの配布に加え、体験型の返礼品の検討や新規事業者の開拓も、積極的に行っています。また、ふるさと納税ポータルサイトについても、従前の1サイトから4サイトに増やし、これまで以上に、全国的に広くPRを行うことで、より寄附をして頂きやすい環境も整えています。 引き続き、より良いまちづくりのため、ふるさと納税制度を活用してまいります。	秘書政策課
401	聖和台第4公園で木の剪定している業者が作業中や休憩中に公園内でタバコを吸い、そのままポイ捨てをしていた。子どもたちも遊ぶ公園でとても危険と感じた。町でお願いしている業者かと思うが、改善してほしい。	公園内の剪定は、町で委託している業者であり、タバコのポイ捨ての件は、絶対にしないように強く指導しました。これからも、住民のみなさまが気持ちよく利用できるように努めてまいります。	地域整備課
402	・隣の家の木が伸び放題で、台風など強風時に倒れて来ないか心配なので、対応してほしい。 ・朝、子どもの通学時近所の人が道を挟んで話し込んでいるため、子どもたちが歩道からはみ出し車と接触しないか心配なので対応してほしい。	・高く伸びた木に関して、近隣住民様から不安の声が上がっている事を伝え、伸びている部分を切って頂く事はできないか所有者へお願いしました。春までに伸びている部分を切るようにしますとの回答を頂いています。 ・防災行政無線の定時放送でスピードの出しすぎは危険です、といった内容で放送を流した事があるので、再度放送を流れるようにするなどの対応をします。	環境農林課 自治防災課

これまでに頂いた町長直通便について（令和3年10月～12月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回 答 内 容	担当部署
403	新しくできる生涯学習施設（公民館）の有料化されるのは納得できない。より多くの町民が集い、学び結ばれるような方向づけをしてほしい。	みなさまから同じ内容のご意見を複数頂いたため、個別対応ではなく、1月19日にみなさまとの意見交換会を行いました。下記の内容を文書で出席者へ手渡し説明しています。 ・（仮称）太子町生涯学習センターは、住民の皆さんの趣味・教養、文化・芸術活動の拠点として、また役場周辺の公共施設の耐震化と図書館の拡充を目的とし、かつ観光交流機能も集約した施設として、現在工事を進め、令和4年7月の開館を予定しています。 ・センターは、図書館を含め、どなたでも自由に利用することができ、またその目的も生涯学習にとどまらず、様々な目的に利用が可能な施設をめざしています。 ・本施設は、貸部屋として一定時間、占用して使用される場合に限り、維持管理の経費の一部として使用料を頂く方向で検討しています。これは、公平な利用に供しなければならない公の施設にあって、利用者がその施設の便益を受ける対価として負担を求め、施設を利用しない方との公平性を図るという考えに沿ったものです。 ・その詳細な金額については、現在検討中ですが、近隣市町村との均衡を考慮し、利用者に過度の負担とならない範囲と考えています。 ・図書館の利用はもちろんのこと、交流室などは無料でおひとりでも自由にご利用頂けるオープンスペースとしています。 ・本来であれば、現在の公民館も使用料を徴収させて頂くべき施設となっていますが、現在に至るまで徴収しておりません。この経過については、正直なところ申し訳ございませんが不明です。使用料は施設の便益を受ける対価としてご負担頂き、施設を健全に維持管理のするための経費の一部としております。 ・現状の公民館は雨漏り、設備の度重なる故障など、使用に支障をきたすこともあるほど老朽化が著しいものとなっています。そのような状態にありながらも、使用していただかなければならない状況において、対価としての使用料を求めることが困難であったことが、その理由のひとつではないかと思われます。 ・公民館では、これまで、生活に即する教育及び文化に関する各種事業を行うための拠点として、また、各種の自主活動の場として利用され、地域住民にとって、最も身近な学習拠点というだけでなく、地域交流の場としての重要な役割を担ってまいりました。しかし、社会を取り巻く状況の変化とともに、その時代における活動も大きく変化しています。 ・新しい施設では、今までの公民館活動はもとより、時代のニーズに合わせた新たな機能を加えることで、より幅広い活動が可能となり、住民の教養・福祉の増進を図りながら、誰もが利用できる地方自治法に規定する公の施設として整備されます。 ・ご存じのとおり、本町では、総合体育館などの公共施設において、施設の維持管理及び運営の経費の一部として、利用者に使用料を頂いています。	生涯学習課
404	社会教育法に基づく、公民館の使用料は無料が当然。受益者負担原則を持ち出し、有料化をすすめるのは納得できない。無料にするべきだ。		
405	生涯学習施設の使用料を無料で利用できる施設にしてほしい。		
406	生涯学習センターについて、現在の公民館を利用している団体の声を聴くことなく、有料化ありきで進めていることに懸念している。現状維持の無料利用ができる施設にしてほしい。		

これまでに頂いた町長直通便について（令和3年10月～12月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回 答 内 容	担当部署
		・これは、施設の利用にともなう行政サービスとしての必要性を考慮し、利用する人とならない人との負担の公平性を確保するために必要であると考えています。 ・生涯学習センターについても総合体育館と同様に、施設の健全な維持管理及び運営を持続させるため、その一部を利用者に負担して頂くことを基本に進めています。 ・教育委員会としても、新しい施設を住民のみなさまの多種多様な活動の場として提供させて頂くことで、人と人とのつながりを生み、地域での孤立しがちな現代社会の問題を解決する重要な役割を果たすことができると考え、できるだけその機能を持続させ、健全な維持管理を行いながら、次世代へと大切に継承していけるよう考えていますので、ご理解の程よろしくお願いします。	